

令和元年度 第1回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和元年7月26日（金）18：30～19：30
開催場所	市長公室
出席委員（7名）	佐藤 功、荻野 薫、歸來 みどり、木津谷 吉子、高橋 俊文、山田 勉、小関 順士
欠席委員（4名）	丸岡 里香、野呂 三之、伊藤 公一、穴澤 勝史
事務局（7名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、総務部納税課長、国保年金課長、国保年金課係長2名、国保年金課主査1名
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 副市長挨拶 4 委員の紹介 5 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について 6 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）国民健康保険の都道府県単位化（広域化）について （2）国民健康保険税条例の一部改正について （3）平成30年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について （4）令和元年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要について 7 その他 8 閉会

国保年金課長	<p>定刻より少し前ですが、全員揃いましたので、ただいまから、令和元年度第1回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、丸岡 里香委員、野呂 三之委員、伊藤 公一委員、穴澤 勝史委員から欠席する旨の連絡がありました。</p> <p>江別市国民健康保険運営協議会規則に基づき、定数11名の委員中7名のご出席をいただいておりますことから、本日の運営協議会は成立しているものであります。</p>
国保年金課長	<p>まず始めに、副市長より委嘱状を交付いたします。座席の順にお名前をお呼びしますので、その場でお立ち頂いて、委嘱状をお受け取りください。</p>
副市長	<p>（委嘱状の交付）</p>
国保年金課長	<p>以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。</p> <p>つづいて、副市長からご挨拶を申し上げます。</p>
副市長	<p>（副市長から挨拶）</p>
国保年金課長	<p>それでは、改選後、初めての運営協議会でありますことから、ここで本日も出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>（委員の紹介）</p>

	引き続き、事務局職員をご紹介します。 (職員の紹介)
国保年金課長	続きまして、会議次第の「5 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」の議事に移らせていただきます。 会長及び会長職務代理者につきましては、選挙によって選任されることになっておりますことから、決まるまでの間、慣例に従い、健康福祉部長が議事を進めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
国保年金課長	ご異議がないようですので、健康福祉部長が議事を進めさせていただきます。
健康福祉部長	会長及び職務代理者が決まるまでの間、僭越ですが、私が議事を進めさせていただきます。 それでは、議事の「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。 まず、事務局から会長及び職務代理者の選出方法について、説明願います。
国保年金課長	会長及び会長の職務を代行する委員の選出につきましては、国民健康保険法施行令の規定によりまして、公益を代表する委員の中から、指名推選や投票により選挙することとなっております。 なお、これまでは委員からの指名による指名推選で選出を行っております。
健康福祉部長	ただいま事務局より選出の方法について説明がありましたが、慣例に従い、指名推選の方法としてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
健康福祉部長	ご異議がないようですので、公益を代表する3名の委員の中から、委員による指名推選をいただく方法での選挙となります。 どなたか指名による推薦をお願いいたします。
歸來委員	会長は前任期の会長であった社会福祉に造詣の深い江別市社会福祉協議会の佐藤委員に、 職務代理者は、前任期の職務代理者と同じく組合員の多くが国保加入者である道央農業協同組合の荻野委員をお願いしてはいかがでしょうか。
健康福祉部長	ただいま、歸來委員から推薦があり、会長には佐藤委員を、職務代理者には荻野委員という、ご意見がありましたが、ご異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
健康福祉部長	ご異議なしということでございますので、会長には佐藤委員が、職務代理者には荻野委員が選出されました。 佐藤委員、荻野委員におかれましては、何卒よろしくお願い申し上げます。
国保年金課長	ただいま選出されました、佐藤会長、荻野職務代理者は、その場でごあいさつをお願いいたします。
佐藤会長	(佐藤会長から挨拶)
荻野職務代理者	(荻野職務代理者から挨拶)
国保年金課長	これより本日の議事に入りますが、副市長は、このあと、公務がありますこ

	とから、ここで退席させていただきます。
副市長	(副市長退出)
国保年金課長	この後の進行につきましては、佐藤会長にお願いいたします。佐藤会長、荻野職務代理人、正面の席へ移動をお願いいたします。 会長よろしく申し上げます。
佐藤会長	夜の会議ですので、速やかな議事の進行について心がけますので、皆様ご協力をお願いいたします。 なお、傍聴者3名の入室を許可いたしましたので、報告いたします。
佐藤会長	それでは、次第に従いまして、順次議事を進めさせていただきます。 6 報告事項(1)「国民健康保険の都道府県単位化(広域化)について」を議題といたします。 事務局から報告願います。
国保賦課係長	国民健康保険の都道府県単位化(広域化)についてご説明いたします。 本協議会では、当市の国民健康保険税の税率等について協議いただいております。これまでは、各市町村が独自に税率を算定しておりましたが、市町村国保の都道府県化により、今後は北海道から示される国保事業費納付金と標準保険料率を考慮して税率を算定する必要があることから、今回の委員改選にあたりまして、改めて都道府県化の経緯等についてご説明させていただきます。 それでは、資料2ページをお開きください。 市町村国民健康保険は、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となる都道府県単位化(広域化)に移行しています。 この制度改革の背景ですが、国は、少子高齢化の進展等を踏まえ、平成24年に社会保障制度改革推進法を成立させ、医療・年金・介護・少子化対策のいわゆる社会保障4分野に係る「改革の基本方針」を規定しました。 この方針に基づき、平成25年には社会保障改革プログラム法が成立し、社会保障制度改革の全体像と進め方が示されました。 プログラム法の中では、市町村国保が抱える課題として、①加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いこと、②財政基盤が脆弱であること、③市町村間の財政運営の格差が大きいことが挙げられ、改革の方向性として、国による財政支援の拡充、運営体制のあり方の見直し、低所得者に係る負担軽減措置の拡充が示されました。 こうした流れを受け、平成27年に医療保険制度改革関連法が成立し、持続可能な国民健康保険の構築のために国民健康保険法が一部改正されています。 その改正内容の柱は二つであり、1つは、国保への財政支援を拡充し財政基盤を強化すること、もう一つは、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり統一的な国保運営方針を策定し、市町村が行う事務の効率化、標準化を推進するなど、国保運営の中心的な役割を担うというものです。 次に3ページをご覧ください。統一化後の財政運営の仕組みをご説明します。 その大枠は、都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金額を決定し、保険

	<p>給付に必要な費用全額を市町村に支払い、市町村は、保険料を被保険者から賦課徴収し、都道府県が決定した国保事業費納付金を納めるというものです。</p> <p>これを図で表しますと、中段にあるとおり、これまでの市町村国保は、各市町村が単独で運営し、国庫負担金等の公費と、被保険者から賦課徴収する保険料を財源として、被保険者の医療に要した保険給付費を支出していました。</p> <p>一方、右側の枠内にあるとおり、平成30年度以降は、北海道が市町村国保をとりまとめるような形で特別会計を設けることとなり、北海道は、公費と各市町村から受領する納付金を財源として、各市町村に対して保険給付費の全額を交付する形となっています。</p> <p>こうした仕組みを運営するため、下の図にあるとおり、北海道は、医療費と所得の水準を考慮した市町村ごとの納付金と、納付に必要な市町村ごとの標準保険料率を示すこととなり、市町村は、北海道から示された納付金を納めるために、標準保険料率を参考に保険料率を決定し、被保険者から賦課・徴収することとなっています。</p> <p>こうした制度改革により、国民健康保険は、市町村単独の運営から、都道府県を単位とした運営に変わり、市町村は、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収及び保健事業など、地域特性に応じたきめ細かな部分の実施を担うこととなったものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
佐藤会長	ただいま事務局から、報告事項(1)「国民健康保険の都道府県単位化(広域化)について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。
小関委員	各市町村の保険給付費に対し、都道府県から交付金が支出されるとのことですが、市町村毎の努力に対する差は出てくるのか。または、給付を行った分全部を支払うだけになるのか。
国保年金課長	現状では、市町村毎の医療費に差異があるため、完全な統一ができていない状況にあり、医療費水準の差等を一定程度北海道が考慮したうえで納付金額を算定しております。
佐藤会長	健診を受診し、病気にかからないように健康寿命を伸ばすことをしていれば、保険料は下がるということによいのか。
国保年金課長	現状は、市町村毎の医療費の差を加味して納付金が算定されていることから、そのような仕組みとなっております。しかしながら、国は地域差をなるべくなくす方向で進めるべきと示していることから、中長期的には一定程度の保険料の差も出ないようになる可能性もあります。ただし、地域毎の医療費の差が少なくなることが前提にあると捉えております。
小関委員	努力したところが保険料等で有利になるようになっていないといけない気がする。
佐藤会長	それについては考慮できる内容によいのか。
国保年金課長	現時点ではそのような仕組みとなっております。
健康福祉部長	市町村毎に努力可能な領域が異なるため、努力している自治体が、努力して

	<p>いない自治体と同じということは、各市町村長からも納得が出来ないという意見がでております。収納率や健康診断の対応等について、一定程度の水準を確保したうえで実施しないとバランスがとれないという話になっておりますので、協議に時間はかかると思いますが、方向性としては先程説明したとおりに考えております。</p>
佐藤会長	<p>他にないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項（２）「国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、わたくしから国民健康保険税条例の一部改正について、ご報告いたします。</p> <p>資料の４ページをご覧ください。</p> <p>まず、１ 課税限度額の引上げであります。今年度の１月に開催いたしました、国民健康保険運営協議会の答申を得て、国民健康保険税のうち基礎課税額の課税限度額５４万円を４万円引き上げて５８万円としたものであります。</p> <p>次に、２ 特例対象者被保険者等に係る申告についてであります。マイナンバーによる情報連携により把握できる場合は、雇用受給者資格証明書の提示が不要になることによる規定の整備を行ったものであります。</p> <p>次に、３ 旧被扶養者減免の減免期間の見直しについてであります。後期高齢者医療制度において応益割に係る保険料が、資格取得日の属する月以降２年を経過するまでの間に限り実施することとされたことから、国民健康保険においても同様の見直しを行うことによる規定の整備を行ったものであります。</p> <p>最後に、４ 軽減判定所得の引上げ ですが、平成３１年度税制改正に伴い、国民健康保険税の法定軽減のうち、５割軽減及び２割軽減の対象を拡大するために改正を行ったものであります。</p> <p>地方税法等の改正が年度末となり、議決を得るいとまがないことから、市長において３月２９日に専決処分としているものであります。</p> <p>なお、施行期日はいずれも平成３１年４月１日であります。</p> <p>報告は以上となります。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項（２）「国民健康保険税条例の一部改正について」の報告がありました。ご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、次に、報告事項（３）「平成３０年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について」及び（４）「令和元年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要について」を議題といたします。</p> <p>関連する内容ですので、事務局から一括報告願います。</p>
給付担当主査	<p>私から（３）平成３０年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について、ご報告いたします。</p> <p>資料の５ページをお開き願います。</p> <p>初めに、先程ご報告した国保広域化に伴い、平成３０年度からは、歳入にお</p>

いては行番号4番、5番、6番、8番、歳出においては行番号22番、23番、24番が、一部を除き、北海道の国保予算に変更となっております。

まず歳入です。行番号1番、国民健康保険税において、予算現額との比較では、被保険者数が予算時の見込み程減少しなかった影響により、7,681万1千円の増となっております

行番号7番、道支出金は、保険給付費が予算時の見込より減少しているため、1億5,517万3千円の減となっております。

次に、歳出です。行番号17番、保険給付費において、予算時の見込より医療費が減少したため、予算現額との比較で1億5,015万2千円の不用額が生じております。

この結果、歳入合計は、行番号13番、126億2,129万1千円の決算額となり、また、歳出合計は、行番号28番、124億3,002万円の決算額となっております。

歳入歳出差引は、行番号31番、1億9,127万1千円の黒字となっておりますが、前年度繰越金のほか、基金繰入金、基金積立金を控除した実質単年度収支では、行番号32番に表示のとおり、1,079万4千円の黒字となるものであります。

なお、参考に、国庫支出金の返還などの精算要素を加味した収支も記載しております。

歳入合計の下と歳出合計の下の欄に、それぞれ精算要素と実質収入・支出があり、歳入の精算要素は、基金繰入金や繰越金で、歳出の精算要素は、翌年度以降に活用する基金への積立金のほか、前年度の療養給付費負担金や退職療養費交付金の額の確定に伴う返還金などです。

この結果、行番号34番の精算要素を除いた収支、すなわち過年度分の影響を除いた平成30年度の精算後の収支は、1億4,626万4千円と見込んでおります。

引き続き、(4) 令和元年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要についてご報告いたします。

表の右端が令和元年度当初予算額であります。

まず、歳入について説明いたします。

行番号1番、国民健康保険税は、平成27年度から平成29年度までの平均収納率を見込むとともに、増加要素として国の基準に合わせ課税限度額を引き上げておりますが、減少要素として被保険者数が減少傾向にあり、さらに低所得者に対する法定軽減を拡大したことから、平成30年度予算と比較すると4%減の、19億4,381万6千円の予算額としております。

次に、7番の道支出金の補助金については、記載のとおり見込んでおります。

次に、行番号10番、基金繰入金は、歳入である道支出金や国保税収入を算定した結果、北海道から示される国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な不足分を補うため、基金から1億1,789万5千円を取り崩して、収支の

	<p>均衡を保つものであります。</p> <p>続きまして、歳出について説明いたします。</p> <p>行番号17番、保険給付費であります。過去の保険給付費の推移と被保険者数などから推計しており、前年度当初予算比0.2%減の89億2,687万7千円としております。</p> <p>なお、保険給付費の財源については、北海道から全額が保険給付費交付金として交付されますので、仮に見込み額以上に保険給付費の支払が生じたとしても、歳入額不足にならない仕組みとなっております。</p> <p>また、行番号21番、国民健康保険事業費納付金につきましては、北海道から提示された江別市の納付予定額です。</p> <p>これらの結果、令和元年度国保特別会計の当初予算額は合計122億5,300万円となっております。</p> <p>最後に、国保特別会計に関わる数値の推移について、参考として資料の6ページから8ページに掲載しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(3)「平成30年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について」及び(4)「令和元年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
荻野職務代理者	<p>前年まで基金を積み立ててきた中で、今年度収支を合わせるため基金を取り崩すと説明があり、単年度でかなりの割合を使うことになるが、今後はどのように考えているのか。</p>
国保年金課長	<p>これまでは、黒字決算かつ基金を積立する状況が維持できておりましたが、加入者の減少による税収の減少、一方、医療費は減少とまらない状況であります。また、北海道全体の中で、納付金の示される額が年々増加していくことが見込まれております。まずは、今年度基金を繰り入れることで、保険税については据置いて予算を編成したところであります。</p> <p>来年度以降に向けては、改めて、国保税の税率等の改定を踏まえて協議いただく必要があると考えております。</p>
荻野職務代理者	<p>基本的に国が低所得者対応等をしており、前回はそれを考慮したうえで基礎課税額を上げているかと思うが、今後は、そのことを踏まえた中で、公平性を保ちながら、財政負担を減らすためにはどのようにしたらよいのか、歳入が不足した場合の負担は誰がするのかを今後考えていかないといけないと思う。</p> <p>このままでは、課税限度額が100万に届くのではないかと思うくらいの勢いで年々引き上げられており、頂ける方から頂いているという状況が、限度額を支払っている方々の立場からとしては、このような考え方になってしまう。公平性の中で、このような部分を理解してもらうような方法等が必要になるのではないか。</p>
佐藤会長	<p>基金を適正に使っていくことが重要であると思う。それについては、これまでの意見を踏まえて考えて欲しい。</p>

国保年金課長	基金の残高、保険税では低所得者への配慮や高額所得者への公平性といったことを総合的に勘案して、検討していきたいと考えております。
佐藤会長	一般会計からは、国民健康保険加入者と、それ以外の方は関係ないことから、江別市としてよく考えながらなるべく安く不満がないように決めていくことでよろしいか。
国保年金課長	そのように検討できればと考えております。
荻野職務代理者	相互扶助が基本にあり難しいとこととは思いますが、ことあるごとに、様々なことで必要であり、みんなでそのような方を助け合いましょう、ということをごとあるごとに言えば、いいのではないかと思います。
佐藤会長	本日の会議の説明については、今後の会議において、来年度の保険税を決める際にも出てくると思いますので、その際に様々な質問をしていただければと思います。 他にないようですので、報告事項を終わります。 それでは、最後に、7 その他について、何かありますでしょうか。
国保年金課長	次回の開催であります、例年ですと、この後は12月頃に開催し、国民健康保険税条例の見直しに係る説明や予算の編成方針についてご報告する予定でありますが、今後の国・道の動き、保険給付費の推移などによって、大きな見直しが必要となる場合には、臨時的に審議をしていただく場合もございますので、よろしくお願い申し上げます。 以上でございます。
佐藤会長	ただいま事務局より、次回開催日程の説明がありましたが、これについて、ご質問などがありますでしょうか。 ないようですので、他には何かありますでしょうか。
山田委員	今後勉強していく中で生じる様々な疑問点について、メール等で順次質問してもよろしいか。
国保年金課長	ご不明なことがありましたら、随時事務局までご質問等いただければと思います。
佐藤会長	これもちまして本日の会議を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。

閉 会